

日時: 2024 年 2 月 3 日(木)15:00-16:45

会場: 桜木町 横浜市健康福祉総合センター 8 階 B 会議室

◆ 主 催: 防災塾・だるま 総括運営: 鷺山 司会: 樋口誠 記録: 田中晃
◆ 談義の会参加者: 22 名(会場限定) (敬称略)

話題: 災害時の女性と子どもの安全 ～災害時の性暴力被害とその対応～

講師: 池田 恵子氏 静岡大学グローバル共創科学部・同防災総合センター教授



挨拶・講師紹介: 神奈川大学名誉教授 佐藤孝治氏 (本会顧問)

市民向けに防災・減災を考える上で、男女共同参画がなぜ重要であるのかを分かりやすく解説していただきます。今回池田恵子先生の講座を実現するのに3年かかりました。実態調査に基づいた視点から、具体的な対策について教えていただきます。

■ 説明の概要 池田 恵子氏



過去の大災害の経験から、災害時には、女性や子どもへの暴力が起きることが知られています。しかし、この問題の本質の理解と具体的対策が防災関係者に周知徹底されたとは言い難いのが実情です。災害時の女性と子どもの安全の問題は、深刻な人権侵害であり、災害支援の質にもかかわる大事な課題です。

災害時にも性被害はあるということだけを伝えるのではなく、対策とセットで伝えていくことが重要です。実態(性暴力・DV)を知り、防止・対応のための施策と私たちにできることを一緒に考えたいと思います。

■ 安全の課題の災害対応における位置づけ

男女共同参画の視点での災害時の暴力については、阪神淡路大震災で課題が発見された後、東日本大震災での分析調査から防止対策が整備されてきた。この実態を知り、専門機関との連携体制で、平常時から暴力防止・支援の充実を図ってほしい。

1995年 阪神淡路大震災

性暴力・性犯罪、DV(夫婦・恋人間の暴力)、セクハラ防止やサバイバーの保護の必要性が提起されたが、暴力の発生自体を否定する反応やパッシング・デマ化もあり、課題としての認知度、優先順位の低さから、対策は取られなかった。

2011年 東日本大震災

女性支援が防災の重要課題として取り上げられ、防止対策を具体化した。

- ・「女性や子育てのニーズを踏まえた災害対応」(要望)
- ・女性の悩み・暴力相談事業、専門機関との連携 ・まずは実態を調査する。

2013年

「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」（2020年改定）

- ・女性や子どもへの暴力防止策を含む具体的対策が提示された。

2015年 東日本大震災「災害・復興時における女性と子どもへの暴力」に関する調査報告書」東日本大震災女性支援ネットワーク・調査チーム報告書Ⅱ（WEB改訂版）

2016年 避難所運営ガイドラインの改定

2020年 内閣府男女共同参画局

「災害対応力を強化する女性の視点」

～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～



■ 災害時の性暴力・DVの傾向

○ 加害・被害内容

東日本震災後に被災地で支援に関わった相談員や専門職から提供された82件の情報を分析した。発生件数を確認するための調査ではなく、どんな性暴力が発生しているかを把握するための調査。実際の発生件数は、さらに多い。

- ・性暴力（DV以外）＝29件。同意ない性交の強要、わいせつ行為、性的な嫌がらせ等。
- ・DV＝夫婦・恋人間での暴力45件、その他家族、近隣、親族からの暴力8件。

内容は身体的暴力、精神的暴力、行動監視、経済的暴力、性的暴力。

＊特徴は災害前からの問題が災害で形を変えて出る場合が多い。

○ 性暴力（DV以外）の特徴

- ・場所：避難所、自宅、仮設住転居先、その他
- ・加害者：避難所の住人、家族、友人・ボランティア、見知らぬ人まで多様。
- ・内容：環境不備型の暴力：雑魚寝が続く、更衣室が設置されない。トイレが安全ではないなど、犯罪が起こりやすい環境が理由で起こる。
対価型の暴力：支援と引き換えの要求
- ・特徴：支援者と被災者の両方が加害者になりうる。
災害時には特に訴えにくい。子ども～60代まで被害にあっている。

○ 女性の視点を取り入れた支援が求められている。

- ・女性に必要な支援（避難生活の環境・プライバシー、物資など）が届かない。
支援する側の責任者に女性が少ない中で、性暴力被害が生じている。我慢して改善を求めない人も多い。
- ・普段から性被害は訴えにくいものだが、災害時には特に訴えにくい。支援の責任者に男性しかいないと、ますます訴えにくい。
- ・犯罪があっても、地域運営や当事者間の解決を考え、被害届を出さないものがある。

○ 被災の状況が女性に不利となりやすい：家や車などをなくす。失業する。世帯主名義の支援金等、全体傾向としては、震災前からのことがエスカレートしている。

■ 防止・対応のための施策

○ 内閣府男女局「災害対応力を強化する女性の視点」のガイドライン（2020年5月）

- ・行政だけでなく、地域防災の担い手や災害ボランティアにとっても参考になる。
- ・第1部「7つの基本方針」で基本的考え方が示された。

このうち、

2項では「女性は防災・復興の主体的担い手である」、

3項では「災害から受ける影響やニーズの男女の違いに配慮する」

としている。

- ・女性が男性と共に責任ある立場で防災と災害対応の担い手になる事が重要。
- ・連携を重視し、参画（担い手）・配慮（ニーズ対応）・安全の3視点のバランスをとる。

○ 同4項では「男女の人権を尊重して、安全・安心を確保する。」を明確化した。

- ・プライバシーを十分に確保できる間仕切りの工夫や異性の視線が気にならない男女別の更衣室や物干し場、入浴設備、安全で清潔な男女別のトイレ、授乳室を整備する。
- ・女性に対する暴力を予防するための取組みや被害を受けた女性が安心して相談できる環境整備を行う。また、加害者の報復防止や支援者の行動規範で安全を確保する。
- ・男女の違いや多様性に対応した支援システムが必要である。

○ ガイドラインによる自己チェック

- ・「18. 女性に対する暴力の防止・安全確保」、
- 「19. 避難所の解説・運営」、「27. 子供や若年女性への支援」、「35. 生活再建のための心のケア」
- ・避難所チェックシートも参考になる。
- ・啓発チラシも有効（困ったことがあったらなんでも相談してください）



（参考）・防災女子 静岡県防災防犯マニュアル
青のまもり、赤のまもり

*女性と子どもに自己責任で身を守れ（例：一人で行動しないように）と言うだけでは対策にならない。犯罪が起こりにくい環境整備、巡回や相談体制の充実が必要。

■ 私たちにできること

○ 災害時の相談支援における留意点（各種調査報告より）

- ・相談窓口情報を伝達する努力をする。電話番号を張り出しただけでは伝わらない。
- ・サバイバーの保護だけでなく、生活に関する正確な情報提供も併せて行う。
- ・避難所に女性相談支援として第三者が入るのは難しい。お茶飲み会や足湯などの活用が考えられる。

○ 日常から災害時の支援と暴力・ハラスメント対策を行う。

・ 支援の場でハラスメントをなくすようにする。

女性も十分活躍し、女性や多様性に配慮した支援を行う。

支援者から被害者へ：支援する立場を乱用してはならない。

被害者から支援者に：被災者が相手では「やめて」と言いにくい。

・ 支援団体に必要な体制は次の通り。

暴力を見過ごさず、防止に努める体制とする。

暴力にあった/加担した、暴力を見聞きした際の具体的対応策をつくる。

専門団体（相談。司法、医療、警察など）と平常時から連携しておく。

被害者宅訪問は男女がペアで行動する。

支援に関する窓口を設置し、被害者が安心して伝えられる体制をつくる。

・ スタッフやボランティアへの研修（暴力の傾向、被害者との関係）をする。



■ 意見交換

Q ボーイスカウトとして被災地に行き、たい焼きを配布しおいしいと言われています。でも、トイレ対策は現地ですべてお願いして利用するほかないのが実情です。

A キャンピングカーを利用したトイレを持っている団体もあります。

Q 小学生のいじめ対策として学校だよりを作って徹底しているが。避難所ではどうか。

A 普段から意見交換しておく機会を持つことは大事。

Q 自治会での周知方法をどうするか。在宅の人には。仮設住宅もある

A 災害時の女性と子どもの安全というテーマは、相手を見ながら周知してほしい。防災も性暴力の被害者支援も活動したことがない一般市民を対象にしても、適切に受け止めてもらえるとは限らない。良いと思っても反対に解釈される例がある。

Q 男女共同参画の指針やマニュアル、色々な事実や提言を頂き、全体像が分かった。

一方避難所では、利用者が運営する共同体として入所時の確認、親子部屋の配置、チーム制とする運営等、責任を決めた安全安心感のある体制を勉強してきた。各地域の実情に合わせ、新しい提案も加え、実効あるものにして普及していきたい。

■ 閉会挨拶：荏本孝久名誉塾長

男女共同参画の視点での避難所運営は、複雑な課題が浮き彫りになり、関係者で連携して取り組む必要があることが分かった。会員の皆様には、現実的な取り組みを行っていただきたい。

●次回 第 196 回「防災まちづくり談義の会」案内

日時：2024 年 4 月 26 日（金）15：00～16：15

会場：神奈川県民サポートセンター

話題：能登半島地震緊急報告等